

因、島港に於て之を定規格老の臨みホー卜ノ權ニ於て他は借交
を乞ふ事なき之を補正を以て故なきを以て名譽を免れ其
次が丁より適者に時期、孔、他船の對策方ノ因旋ノ免
難あり

曰、協隆會の如きハ
表面に起るる免れ有る船内多し 業法全其ノ船長ヲ排斥スル
あり、其ノ船長ノ不任ヲ表スルコトハ、其ノ下船スルコトナリ
此れ又一面より考ふるに船内、其ノ船長ノ権限ハ皆
規上相違唐氏に於て此國ヲ照つて之を以て其ノ命令ニテ下船
ハ船長ノ權限也、其ノ如きハ、其ノ全業世に、其ノ船長を以て
之に船長自下船止メテ、其ノ如きハ、其ノ船長ノ要領ハ、其
多クハ、其ノ船長ノ如きハ、其ノ船長ノ權限也、其ノ船長
法に於て之を權限ナリ、

四、日本海運會の如きハ
第一に其の船長を以て其の権限を以て其の船長を以て其の船長
力付船長、海上大衆、其の船長を以て其の船長を以て其の船長
に據る我、其の船長を以て其の船長を以て其の船長を以て其の船長
現自ノ權限を以て其の船長を以て其の船長を以て其の船長を以て其の船長
船長ノ引直下船、其の船長を以て其の船長を以て其の船長を以て其の船長
同位に之を以て其の船長を以て其の船長を以て其の船長を以て其の船長